

# 現存慶長・正保・元禄国絵図の特徴について

## ——江戸幕府国絵図・郷帳管見(二)——

黒田日出男

### はじめに

本稿は、江戸幕府国絵図調査の中間報告のひとつである。<sup>(1)</sup>

前稿で指摘した様に、江戸幕府国絵図の本格的な研究は、まだ漸くその緒に就いたばかりである。その先頭に立つて、近年精力的な研究活動を続けておられるのが、川村博忠氏であって、本稿もまた、氏の諸論稿に示唆を受けること大であったことは言うまでもないことがある。

しかし、川村氏の諸論文で、軽視されている点のひとつは、次のことであろう。

すなわち、現存国絵図そのものの検討である。当然の事ながら、国絵図研究を推進するためには、次のような諸課題を解決なし処理していかなければならぬのである。

第一は、現存国絵図を調査し、目録化することである。<sup>(4)</sup> もとより完全なものは当面期待できないが、第一次、第二次と、より完全な目録にしていく努力が必要であり、かつ、そのことは、個人的な作業によつては極めて困難であると言わねばならない。

第二は、現存国絵図そのものの検討である。これには、大雑把に見て、三つの論点がある。①国絵図には、慶長・正保・元禄・天保国絵

図に代表される江戸幕府国絵図と共に、様々な作成使用目的のためにつくられた、その他の国絵図群があり、その区別と関連性を明らかにしなければならない。②現存江戸幕府国絵図には、献上(提出)図の他に、控(扣)図・窺図・下絵図等がある。また、写図の場合、そのつくられた時点と目的などによって、個々の絵図の性格などを確定することが必要となる。③慶長・正保・元禄・天保の各国絵図の作成・調製基準を、文書・記録からだけではなく、現存国絵図そのものの検討から明らかにすることである。この点では、前稿も、川村氏の諸論文も、共通の作業を行なつてゐる。

第三は、国絵図の作成をめぐる幕府と藩の折衝の過程を具体的に明らかにしていくことである。そのことは、幕藩制国家における国家意志の貫徹の仕方や、幕藩制の家産官僚制的構造の特質の抽出など、国家史的観点からの分析が必要となろう。

第四に、国絵図が、幕藩関係の内部でいかなる機能を果したのか、あるいはまた、国境・郡境・領境の幕藩制的特質もまた検討課題である。

第五は、同一地域の慶長・正保・元禄・天保国絵図を利用した、広域的な地域開発史の検討を行なうことである。<sup>(7)</sup>

以上の諸課題のうちで、本稿は、僅かに、第二の課題を検討するのみ

である。

すなわち、これまでの調査で得られた、慶長・正保・元禄国絵図の諸特徴を整理して、今後の国絵図研究のためのマニュアル的なものとしたいと思う。もとより、極めて不十分なものであるが、かかる試みが参考にされて、全国的に、国絵図の点検・検討がしやすくでもなれば、そのような不十分さも、結果的に許されるであろう。

### 一 作成過程に則した国絵図の分類

現存江戸幕府国絵図の調査で何よりも当惑することは、いわゆる国絵図といつても、実に様々なものがあるということである。しかも、図書館・文書館・史料館等で作成している多くの目録類の、国絵図についての書誌的記載は、実に簡単なものであり、それを手がかりに江戸幕府国絵図を調査することは、極めて困難なのである。

従って、刊行された国絵図は除外するとしても、例えば、『肥前島原松平文庫目録』に、

摂津国河内国絵図  
大一舗

〔近世初期〕写  
七二一五〇

大一舗  
〔近世初期〕写  
七二一五一

A 下絵図・下図  
a 下絵図・下図

b 窓絵図・伺図

c 扣絵図・控図

B 清絵図・献上図（提出図）

a 清絵図・献上図

b 扣絵図・控図

とあつても、それがどのような性格の国絵図であるのか、見当もつかない

いのである。また東北大学附属図書館狩野文庫中の豊富な国絵図類も、その殆どが、小型で簡略な、江戸幕府国絵図とは異質な国絵図であることが、閲覧してはじめて確かめられたのである。<sup>(8)</sup>

言うまでもなく、江戸幕府国絵図識別の一番簡単なポイントは、その大きさにある。江戸幕府国絵図の場合、最小の国絵図は伊賀・壱岐国で

あるが、それでも、ほぼ二メートルないし五メートル四方程もあり、特に巨大な正保出羽国絵図の場合、一一・〇八×五・〇九メートル<sup>(11)</sup>、同越

後国絵図の場合も、一〇×六メートルに達する。<sup>(11)</sup>

以上のような、江戸幕府国絵図の大きさは、形態的に見分けられる第一の特徴である。しかも、特に元禄国絵図の控図ともなれば、幕府の献上図についての指示に沿って、越前間似合上々紙に、厚い美濃紙を裏打ちしており、その重量感は圧倒的なものがある。

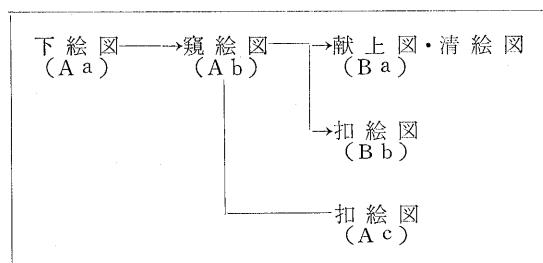
したがって、国絵図調査の場合には、閉架式の書庫であつても、特に請うて書庫に入れてもらい、その形態による識別をまず行なつておくことが、的確かつ率的調査・検討を行なう条件となる。

さて、一口に江戸幕府国絵図と言つても、主たる国絵図だけでも、慶長・正保・元禄・天保と四度の国絵図作成・提出がなされており、その他に、明暦の大火で焼失した正保図の再提出<sup>(12)</sup>や、国目付や巡見使用につくられた国絵図、あるいは、様々な機会につくられた国絵図があるようである。それらの国絵図を、どのように分類して把握するか、現段階の調査状況では、はなはだ心許ないといわねばならない。

しかし、国絵図調査の経験上、第一になさねばならないのは、次のように、現存江戸幕府国絵図の作成過程に則した分類である。

第I図は、江戸幕府国絵図の作成過程を、極めて単純化したものである。現存江戸幕府国絵図は、その写・写図については後述するとして、基本的には、その作成過程に則してこの五種類にわけられる。

図 I 国絵図の作成過程



以下、それぞれについて、現存国絵図に例をとつて、簡単に説明していくことにしたい。

A aは、更に細かくわけることが必要である。第一に、正保・元禄国絵図の場合の例であるが、一国の絵図を数名の領主の組合によつて作成する場合の下絵図である。その場合、各領主は、自己の領分絵図を作成して、絵図元に提出した。

この場合には、それが一国絵図の下絵図となる。しかも、各領主は、その領分絵図をつくるにあたつて、下絵図→窺絵図→絵図元提出図（完成下絵）という、図Iと同様の作成過程を経たのである。現

存国絵図で、その実例といえるのは、松浦史料博物館所蔵の、

(一) 地方島々御絵図（縦一六五×横一九〇厘）

(二) 松浦老岐守領分絵図（縦二七四×横三五〇厘）<sup>(13)</sup>と、県立長崎図書館所蔵の、

(三) 肥前国高来郡之内高力摂津守領分図

などである。

(一)は、貼紙に「正保二年佐賀へ被指出候地方島々御絵図之控」とあって、かかる下絵図の控図が残されていることがわかる。

(二)は、絵図裏書に、

此御絵図、元禄十二乙卯年九月、中井彦左衛門・神戸甚左衛門佐賀江致持參、有田主計殿・枝吉三郎右衛門殿・岡本權左衛門殿江相渡置

候処、同十四辛巳年七月四日、肥前一国之御絵図於江戸從松平信濃守様御上納相済候由、依之隣单之下絵図、一国之御絵図被結上納相済候間、可被差返旨、公義御役人衆御指図之由にて、同年十二月廿四日、枝吉三郎右衛門殿・相良求馬殿より彦左衛門・甚右衛門方江書状相添被差返候、此絵図ニ相添渡置候郷村帳・変地帳者、佐賀ニ留置候由申來候事、

附、此方為御扣認置候御絵図者、別ニ江戸御屋敷御江扣ニ老枚、平戸御扣老枚在之候、勿論郷村帳・変地帳之御扣右同前在之候事、とあつて、元禄肥前國絵図作成のための下絵図として平戸藩でつくり、絵図元佐賀藩に提出したこと、肥前國絵図の完成・上納後、公儀役人衆の指示によつて、佐賀藩より返却されたこと、下絵図の扣図が江戸・平戸用に二枚つくられていること、の三点が明らかになる。(三)も、(二)と同性格の絵図であつて、縮尺も、元禄国絵図よりかなり大きいものである。

第二に、一国の絵図を一人の大名が受持つた場合であるが、福井県立図書館所蔵の越前国之図（M七一一一三）の例がある。同絵図は、貼紙によると、<sup>(14)</sup>国絵図作成を命じられた元禄十年の八月に国元でつくられたものであるが、村形も記さず、高付もせず、村名と道筋を主として記載した、無彩色の絵図である。幕府の指示に従つて、一国絵図を作成する過程では、当初に、このような江戸幕府国絵図の作成基準に全く合わない下絵図もつくれられているのである。かかる下絵図にはどのようなものが現存しているのか、今後の検討課題であろう。

そして第三に、第一次、第二次下絵図というように、下絵図はつくり直され、次第に窺絵図に近い絵図となつていった筈である。現存例を二例挙示すれば、致道博物館所蔵酒井家文書中の「御国絵図」(29-B-19)と、熊本大学附属図書館寄託永青文庫中の「肥後国中之絵図」(八一四一)

三甲)である。前者は、①山姿・岩石の描き方をはじめ、全体的に墨絵的である。海には波が書かれ、波頭まで精細に描かれている。②郡分けは、村形の色分けでなされ、郡境線はない。③村形内には在所名が記されているが、「布目」・「高田麦」とのみ記載され、「高田麦村」とは記されていない。④村高は、村形内には記されず、何万何斗何升何合まで記載されている。⑤芝山・はへ山等の記載がある。⑥郡名・郡高・村数が、絵図の各郡毎に墨書きされている。⑦郡高・村高共に、正保郷帳と一致し、また、丸岡村の加藤肥後守居所の記載も、正保図と一致する。以上のように、本絵図は、正保国絵図の作成基準とは多くの点で異なっているが、その記載内容は正保段階のものであって、正保出羽国庄内領下絵図として作成されたと考えられる。本図には、各所に付札のあとが残つており、その点を傍証する。また、後者は、本所報の調査報告に詳記したような諸特徴によつて、慶長国絵図の諸特徴を残している。正保肥後国絵図の下絵図と考えられるものである。両絵図共に、その描写・彩色等が精細であつて、完成度の高い下絵図であると思われる。

A bは、献上図の前段階の、極めて完成度の高い絵図である。実例の第一は、国税庁税務大学校所蔵の「元禄十一年陸奥国南部領絵図」であつて、その裏書に、

此御絵図者公儀御役人衆江被差出候御窺絵図

とあり、その絵図面には、付箋・貼紙によつて、随所に記載の修正、および修正指示がなされている。<sup>(15)</sup>第二例は、福井県立図書館所蔵の「越前国之図」(M七一ロ一三)である。その蟲紙書に「越前国高都合并郡色分目録○中元禄十四辛巳年五月 松平兵部大輔」とあり、次のような記載の貼紙がしてある。

此御絵図者御伺絵ニ而、月付五月也、清御絵図月付八月也、<sup>(16)</sup>同絵図には、訂正箇所は殆どなく、ほぼ完成された窺絵図である。

A cとB bについて。控図には二種類あると思われる。A cは、窺絵図ないしは完成度の高い下絵図が控図とされる場合である。この実例は、次章で検討する慶長周防・長門両国絵図であろう。すなわち、郡枠や島の形の切り抜きが貼つてある点は、両絵図が窺絵図ないし完成度の高い下絵図であることを示唆しているであろう。おそらく、その完成度の高さから、下絵図ないし窺絵図が、控図とされたと考えられる。慶長・正保国絵図の場合、現存国絵図の調査による限り、そのようなケイスが普通であったと思われる。<sup>(17)</sup>

B bは、清絵図と同じ控図がつくられる場合である。その現存例は、全て元禄国絵図である。既に指摘されているように、元禄国絵図全八十図のうち、六十四図までが幕府絵師狩野良信とその弟子達によつて、清絵図に仕立てられた。川村氏<sup>(18)</sup>が、多くの藩で下絵図まで同人にその仕事を依頼していたと推定されているように、控図もまた、清絵図を仕立てた絵師によつて、つくられた場合の多いことが推測される。従つて、元禄国絵図の控図の場合、献上図(提出図)と同じ価値があるものと考えてよからう。

B aは、幕府に提出された、慶長図は三部、正保・元禄図は二部づつの献上図であるが、慶長・正保国絵図の献上図は全く残っていない。元禄国絵図の献上図も、福井保氏によれば、原本八図分が残つていいだけであるらしい。とすれば、ますますB bの控図の発掘が重要性を帯びてくる訳である。

ところで、B aに含められるであろう絵図として、返却図が現存している。宮城県立図書館所蔵の「御領分絵図」(KD290-3)・「御領分絵図」(KD290-5)である。その裏書に、

此御絵図者、元禄拾弐年、於江戸清御絵図三通一様ニ御仕立被成、同年八月、武通御献上被成候處、追而他領御境目江御加文被仰渡、

御境目之突合被相直候故、元禄拾四年、於御国元御仕立直、同年九月、御献上被成候、御引替被成候、右拾弐年之御絵図也、相捨不申指置可申由、被仰付候付而、納置申候、此御絵図江茂出合申候、立申候、御絵図並御郡司方々相改指出申候、御絵図江茂出合申候、但、元禄拾四年御献上之御絵図とへ、他領御境目違候所も有之候事、

とあって、右の二枚の絵図は、元禄十二年八月に幕府に献上した清絵図であること、その後幕府より他領との境目について修正作業を命ぜられ、元禄十四年九月に、国元で新たに仕立直された献上国絵図と引替えに、返却され、廃棄されることなく保存されてきたことが明らかである。もう一つの注目すべき絵図は、本所々藏島津家文書中の「薩摩国絵図」（元禄十五年八月）である。その裏書に、「此絵図、彩色悪付、御調進之御用ニ不相立也」とあって、どのレヴェルでチェックされたのかは明らかではないが、彩色の不備によつて、提出できなかつた国絵図といふことになる。従つて、その記載内容そのものは、献上図と同一とみてよい訳である。

ところで、以上のA(<sup>a~c</sup>)、B(<sup>a~b</sup>)は、そのまま伝来・現存すれば原本であり、それに対して、それらの全てについて写(写図)が考えられる。すなわち、下絵図写・窺絵図写・控図写・献上図写が存在するのである。

この写(写図)の存在は、現存正保国絵図の性格を考える上で特に重視される。すなわち、元禄国絵図の作成を命ずるにあたつて、幕府は、正保国絵図の献上図の借覽を許した。<sup>(2)</sup>そこで、絵図元の大名等は、献上図を借覽して、その写図をつくつたのである。今日現存する正保国絵図のかなりのは、この折の写であると考えられる。

すると、現存正保図の場合、裏書等に、下絵図・控図といった記載

があるか、それとも絵図上の記載・描写・彩色等が、下絵図・窺図的であるか、それとも控図としての完成度があるか、絵図上に付札・貼紙・押紙等の手がかりがあるか、といった検討の要点のほかに、正保国絵図として完成度の高い絵図で、裏書等のない国絵図については、それが控図なのか、それとも献上図の写であるのかという判断をせまられる訳である。

以上のように、江戸幕府国絵図の調査の第一歩は、現存国絵図の原本を作成過程に則して分類すること、その写図がどの時期にいかなる目的でつくられたものかを確かめることである。

それでは次に、江戸幕府国絵図の作成・使用目的に則した分類をどのように考えればよいであろうか。現状では、かかる分類は不可能であるが、現在考えうる作成・使用目的を列举しておくことにしたい。

### I 幕命によって作成される国絵図

#### (1) 慶長・正保・元禄・天保国絵図

郷帳と共に、幕藩制国家支配の根幹をなす手段。

(2) 明和国絵図のよう、元禄国絵図の小型化が命じられた場合。<sup>(23)</sup>近藤重蔵が指摘する<sup>(24)</sup>、正保古絵図・元禄国絵図と区別される「小絵図」の存在が注目されよう。

#### (3) 巡見使用国絵図

この実例に、次章に検討する慶長肥後国絵図写がある。

#### (4) 国目付用の国絵図

この実例としては、福井県立図書館所蔵の「越前国絵図」(M七一)「御預所并領分絵図」(M七一イ一四)がある。享保十年、松千次郎宗矩が幼少であるが故に派遣された国目付高力長行・溝口填勝に提出された国絵図の控図である。また、岡山大学附属図書館池田文庫中の、「備前国絵図」(T1-15)は、正徳五年、池田継政幼少

の故に派遣された国目付に提出された国絵図であり、「備前国絵図」(T1-11)も、明和二年、池田治政の時の国目付に提出されたものである。

である。

表Ⅰは、現段階での現存

- 慶長国絵図の一覧表である。以下、本章では、右の新たな知見をもとに、現存作成基準を、個々の絵図に則して検討していくことにしたい。
- (5) 領内図  
所領支配のために利用された国絵図。
  - (6) 対幕府用に備えられている国絵図  
幕藩関係に対応するために、江戸屋敷に常備されている領内図・国絵図。

#### (7) 江戸幕府国絵図に関連して作成される国絵図

この例としては、宮城県立図書館所蔵の「御分領中御村分絵図」<sup>(25)</sup>がある。

#### (K D290-22) 装飾・觀賞用の国絵図

(8) 掛軸や屏風に仕立てられた国絵図  
以上の他にも、明らかに江戸幕府国絵図の系統をひく絵図でありながら、その作成・使用目的の不明な国絵図は多い。それらの国絵図の機能を逐次検討していくことも今後の課題である。

### 二 慶長国絵図

前稿においては、摂津・小豆島・越前・肥前国絵図の四絵図が、現存する慶長国絵図であろうとした。その段階では、関係史料と、国絵図の写真・図版・模写図によって、慶長国絵図の検討を行なつたのであって、絵図に則した検討は、明らかに極めて不十分であった。しかし、その後、それらの国絵図のうち、摂津国絵図を除く三図を見ることができたこと、またその後の調査で、新たに四点の慶長国絵図を見出すことができたこと、の二点によつて、前稿の記述を増補することが可能になったの

慶長九・十年当時、福原広俊は、幕府との諸交渉における毛利氏側の中心人物であり、防長両国の慶長御前帳・国絵図作成・提出の最高責任者であつたと考えられる。<sup>(30)</sup>その家に伝來した両国絵図は、極めて筋の良い絵図であると言わねばならない。しかも、周防国絵図の裏書きに、

上 防州 京進ノ扣

表Ⅰ 慶長国絵図一覧 (1980.10 現在)

国名(島名)	現 藏 者	寸 法	備 考
1 摂 津 国	西宮市立図書館	260×260cm	風干の時のみ閲覧可
2 小 豆 島	笠 井 亨 氏	159×215cm	写図
3 小 豆 島	土 庄 町 役 場		
4 越 前 国	福井県立図書館	272.3×228.5cm	天保8年写
5 肥 前 国	佐賀県立図書館	234×249cm	写図
6 肥 前 国	〃	234×249cm	
7 肥 前 国	松浦史料博物館	260×293cm	
8 周 防 国	宇部郷土資料館	167×310cm	控図
9 長 門 国	〃	169×260cm	控図
10 筑 前 国	(福岡県庁)	1丈3尺×1丈3尺6寸	福岡県史資料第2卷附載
11 肥 後 国	永 青 文 庫	269×248cm	写図(寛永10年カ)

とあり、長門国絵図の裏にも、

上

長州 京進ノ扣

とあって、現存する慶長国絵図では、この二点のみが、扣図であることを絵図裏書に明記しているのである。この「京進」とあるのは、慶長御前帳・国絵図が、京の伏見城に提出されたことと対応しているのであって、右の裏書は、その時点のものと見て差支えないであろう。

更に、控図であることを裏付けると思われるには、例えば、海上の島々では、「田嶋」とか「おしま」等は、嶋の形の切り抜きをあとで海上に貼りついているのであって、写図の系統では考えがたい点である。また、長門国絵図においても、「豊前門司」と記してある二重枠の短冊型の記載や郡名・郡高・田方・畠方・物成を記した、同じく二重枠の短冊型も、やはり切り抜いたものが貼りつけられているのであって、これもまた、扣図である可能性を高めるものである。

尚、周防国絵図は、長門国絵図と合わせて一図として見られるように長門国と接する国境線に沿った部分の蟲紙が切り取られており、両絵図には、それぞれ朱色の合印が二ヵ所ずつつけられている。

それでは、両国絵図の記載の特徴は、どのようなものであろうか。

①周防国絵図の東南海中に、

周防六郡高辻

合拾六万四千四百二十石二斗一升一合

合廿九万八千四百八十八石二斗三合

とある。あとの一「周防長門十四郡高辻」の方は、前述の如く、両絵図をつなぎ合せて一図として見た時に意味をもつ記載である。また、長門

国絵図には、西南蟲紙に、

長門八郡高辻

并拾三万四千五十九石九斗九升一合

むらさき筋ハ 郡境

あかき筋ハ 道

あおき筋ハ 川

とある。

②郡境および国境について。郡境は全て紫色である。国境も、安芸・石見両国との境は紫色である。但、長門国との境は、紫色の筋の上に、

更に墨色がぬられているように見える。これは、前述の周防国絵図の蟲紙部分を国境線に沿って切り取つたあとで、墨色をぬつたものと観察される。

③郡枠<sup>(3)</sup>は、絵図上の各郡毎に記され、内側に赤枠、外側に黒枠の一重枠になつており、次のように記載されている。

(周防国)

高壹万六百六石四斗六升四合
大嶋郡内 田方 九百十三町九段三畝十歩
島方 四百十八町三段 畝
物成八千六拾四石三斗武升八合
○以下、重郭 ヲ省略ス

高一万七千二百六十三石五斗七升一合

○以下、重郭  
ヲ省略ス

能毛郡内

田方

二千四百七十八町六段一畝十歩

島方

七百六十町六段十歩

田方

二千四百九町四段三畝十歩

島方

六百八十二町六段三畝五歩

田方

二千四百九町四段三畝十歩

島方

高万四千三十九石八斗七升  
田方 三千百五十三町一段三畝十歩

吉敷郡内 畠方 八百三十七町四段二十歩  
物成 二万五千四百八拾八石九斗九升三合

高一万七千六百七十三石五升一合

都濃郡内 田方 二千六百廿六町九段五畝  
畠方 千百十七町一段畝

物成 二万三千三百一十八石九斗三合

高万五百八十二石七斗九升五合

玖珂郡内 田方 三千九百六十四町一段七畝  
畠方 千七百廿六町九段九畝

物成 三万九百四拾二石五斗四升六合

以上のように、枠内には、郡名・郡高・田方・畠方・物成を記載しており、何石何斗何升何合まで記されている。この田方・畠方の内訳と

物成高の記載が、慶長国絵図の基本的な特徴のひとつである。郡枠の大きさは、長さ15~16厘、幅5厘で、枠内の色分けはなされず、皆白色である。

④村形は、円に近い橢円形で、中には在所名しか記されていない。在所の高は、村形の左右どちらかの横に、高何石何斗何升何合まで記されている。在所名に、例えば、「秋穂庄」、「吉敷庄」、「富野庄」、「仁井令」、「佐波令」などある点は、当然注目される。また、村形内は、郡単位に別々の色で色分けされている。但、大嶋郡の島々には村形がなく、ただ橙色の小円ないし点が書き込まれているだけのところがある。

⑤道は、全て朱色の細い線のみで、一里山の記載はない。また、海上の記載は殆どなく、航路を示す朱線など一切見られない。

⑥彩色は、海山ともに比較的淡彩である。山形は、基本的には、緑青の淡彩であるが、深山・郡境附近・靈山（修驗等の靈場）・砂洲等には墨

線による墨絵的な樹木の生い繁った描写がなされており、絵図全体の色調を黒っぽいものにしている。尚、海岸線の各地に、白く彩色した部分がある。それらの場所から考えて、砂丘・砂浜・砂洲などを描いているようである。

⑦城は、城郭が鳥瞰図的に描写されている。

⑧国堀の記載として注目されるのは、玖珂郡の甲嶋における国堀線である。すなわち、島の中央に、周防と安芸の国堀線が、紫色でひかれているのであって、この記載は、正保元禄図にも引き継がれる。

以上の様な特徴をもつ、周防・長門両慶長国絵図の控図の発見は、前稿で検討した一連の現存国絵図が、慶長国であるという推論を、一層確実なものとすると思われる。そして、両絵図は、今後の慶長国絵図研究の際の、基準的位置を占める絵図であると言えよう。

#### 〔肥後国絵図〕

同絵図は、『細川家旧記・古文書分類目録』に、肥後国絵図(3-4-18)とある。熊本大学附属図書館寄託永青文庫中の絵図である。一九七八年度の調査によつて、慶長国絵図である可能性がたかいと思われたので、一九七九年に再調査を行なつて確認したものである。

すなわち、同絵図は、彩色が薄く、記載も粗略な趣があつて、写図であることは明らかであるが、近世初期の写である。問題は、その時期であるが、次のような押紙に注目したい。

a 御泊どいの内 矢部庄 宮原ヨリ五里

b 御泊高森 坂和木ヨリ五里

c すけの尾

昼ノ御休茶屋立ル

高森ヨリ三里

d ねこだけの下

昼ノ御休御茶屋立ル

坂和木ヨリ二里半

以上の押紙は、巡見使の宿泊・休憩に関する記載であることは容易に推察されよう。しかも、慶長國絵図を利用した巡見使のための国絵図となると、幕領・私領を通じた全国的な巡見使としては最初の、寛永十年のそれしか想定できないであろう。<sup>(33)</sup> 事実、寛永十年の国廻り上使に関する次のような一連の文書によれば、<sup>(34)</sup>

〔A〕一国之絵図ニ押紙ニ而泊を付申候。

〔B〕一絵図之儀承候、絵図なく候てハ成間敷儀と存、肥後一国之絵図・

九州之絵図共ニ二ツ、はや疾大坂へ上せ置申候間、大坂ニて拙者

藏屋敷へ可有御尋候、

〔C〕当国之絵図、肥後方より上様へ被上候ニ而御座候、御写させ可被、

成候事、

〔D〕一上使衆江国之絵図を持せ使者被遣候得者、存之外下々困之由候而、

五里之上者成かね候間、泊をちかく書付可越由被申ニ付、数々泊

を書付被遣候由、就夫阿蘇る益城郡之内矢部之古城を見可申よし

被申越候間、我々知行所之内、土居之内と申所ニ一宿、

〔E〕一何と被存候哉、誘へ家へもはいられ候、又昼之休無家所ハ、茶屋を立候へハ、それへ被參候間、其心得候へと被申越候間、國中ニ泊之誘、又昼之休悉申付候、大方當國を三十四五日被廻候、

とあって、(一)慶長肥後國絵図の写がつくられて利用されていること、(二)上使衆の一日の行程は、一日の行程を五里以内で宿泊地を書付けさせて

いること、(三)Dの土居之内とは、aの「どいの内」であり、しかも、一日の行程は五里で一致すること、などが明らかになる。

従つて、本絵図が、寛永十年の国廻り上使の肥後國巡見に際してつくられた、肥後國慶長國絵図の写図であることは確実である。

それでは、慶長肥後國絵図写の特徴は、どのような点にあるだろうか。以下、その要点を列挙することにしたい。

①郡名・郡高・田方・畠方・物成は、各郡毎に絵図上に朱書され、郡郭はない。

玉名郡 高七万三千九百廿七石余

田方 四千四百五拾町四反余  
畠方 三千四百三十五町九反余

字土郡 高式万五千七百九石余

田方 千五百式拾八町六反余  
畠方 千七拾三町弐反余

益城郡 高拾式万三千四百九拾三石余

田方 六千三百九十七町五反余  
畠方 七千四百二十一町八反余

物成六万四千三百廿四石余

田方 六千三百九十七町五反余  
畠方 七百三町三反四歩

求麻郡 高壹万九千拾七石一斗九升二合

田方 九百四拾町四反八畝十九歩  
畠方 七百三町三反四歩

物成五千四百四十二石六合

相良左兵衛

と、求磨郡だけは、斗升合まで記していることで明らかである。

②郡界は紫色、国界線は黄土色に見える。国界線が、本来は何色であつたのか判断を留保せざるを得ない。

城郭は、隈本城・八代城・宇土城・水俣城・矢部城など、その天守な

どが具体的に描写されている。この点は、周防・長門国絵図、越前国絵図と共通する。

④村形は、円に近い橢円形ないしは俵形で、中には在所名だけを記載する場合と、村高も記載する場合とがあるが、後者の場合も石高記載は、俵形からはみ出して記されている。また、天草郡の村形は、短冊型である。

⑤村高も、郡高と同様に、相良と有馬を除く地域では、「何石余」と記して、斗升合の記載を省略しているが、これも、写すときに省略されたのである。

⑥道は主要路のみ、朱線で記されており、一里山の記載はない。また、海上に関する記載は、航路を含めて一切ない。

以上のように、本絵図は、慶長肥後国絵図の写図であり、随所に記載の省略があるが、なお慶長図の基本的特徴を伝えているのであって、慶長肥後国絵図の原本が発見されない限り、慶長国絵図写として、貴重な絵図である。しかも、前述の如く、寛永十年の巡見使用の国絵図として作成・使用された絵図として、更に詳細な検討に値する国絵図であることも言うまでもないことであろう。

#### 〔肥前国絵図〕

表Iに示したように、慶長肥前国絵図は三点あり、二点は佐賀県立図書館蔵の「慶長年中肥前国絵図」(天保八年写、以下、 $\alpha$ 図とする)と「慶長肥前国絵図」である。後者も江戸後期の写図であり、内容も同様であるので、 $\alpha$ 図のみを調査した。<sup>(35)</sup>もう一点は松浦史料博物館所蔵の「龍造寺駿河守分領・寺沢志摩守分領・松浦式部卿法印分領・五島淡路守分領大村丹後守分領・有馬修理大夫分領・羽柴対馬守分領絵図」(以下、 $\beta$ 図とする)である。

両絵図については、既に川村氏が註(3)の第六論文において詳細な観

察と比較を行なっており、その指摘が尊重されるべきである。ここでは、その成果を踏まえて、両絵図の相違点に注目して比較することにしたい。

第一点。両図の肥前国のかたちはほぼ同一といえるが、山形等の描写については、全くといってよいほど似ていない。この点は、 $\alpha$ 図が天保八年の写図であって、かなり自由に山形等を写したためであろうか。 $\beta$ 図の方が極めて丁寧で精細な描き方であって、山や海岸線の岩の皺のかき方など墨絵の技法が駆使されているのである。その点で $\beta$ 図は、慶長国絵図作成当時の絵図であるかどうかはともかくとして、少なくとも近世初期のものであることを示している。

第二点は、郡高・在所高の記載における相違点である。郡高・在所高とともに、 $\beta$ 図では、石斗升合までであるのに対し、 $\alpha$ 図では、夕才まで記載している点である。すなわち、 $\alpha$ 図の本図にあたる慶長国絵図は、次の第三の相違点をも含めて、 $\beta$ 図とは別系統の、極めて詳細な慶長図であったことを示している。

第三に、郡名・郡高・田方・島方・物成を記載するのが、慶長図の他の江戸幕府国絵図と区別される基本的特徴であって、 $\beta$ 図もその範囲の記載であるのに対し、 $\alpha$ 図では、さらに寺社領および小物成まで記載している。

第四に、 $\alpha$ 図では、短冊型の郡枠内や村形内の未記載がないのに対し、 $\beta$ 図では、彼杵郡など一部の郡において、在所高や郡枠内の記載を欠いているのである。

川村氏の指摘された点や以上の相違点をみると、 $\alpha$ 図の本図と $\beta$ 図が別図であることは明らかである。

問題は、 $\beta$ 図をどのように位置づけるかである。川村氏は、 $\beta$ 図の丹念で精細な、古色を帯びた描写・彩色からみて、慶長年間当時のもので

ある可能性が強いとされている。<sup>(36)</sup> しかしながら、第四の未記載の理由

が、氏のいわれるような、未完の故であるのか、それとも、写すときには省かれたのかは、明らかではなく、本絵図を、慶長年間からさほど下らない時点の良質な写図とも見ることは可能なのである。

従つて、慶長肥前国絵図の作成担当者と作成過程が、もっと具体的に明らかにならない限り、<sup>(37)</sup> 本図については、慶長国絵図作成時の絵図であるか、それとも近世初期の写図であるかの判断は留保るべきである。

〔越前国絵図〕

同絵図については、前稿で簡単な検討を済ませてあるので、ここでは、同図についての観察結果のみを簡単に記しておくことにしたい。<sup>(37)</sup>

① 貼紙に、

○中  
越前十二郡  
敦賀郡 今北東郡 坂南郡  
道筋 色赤  
川筋 色紺青  
郡界 色紫  
山 緑青  
惣高合六拾八万三百武拾七石壱斗貳升  
田方三万七百六拾武町壱反六畝廿八歩  
内 島方壱万三千五百五拾七町壱反三畝四歩  
村数五百六拾三村

とあって、郡名、道筋等の色、惣高・田方・島方・村数が記されている。この物成高が記されていない点は、本図だけの特色である。

② 山形は、基本的に緑青色で描かれ、遠景の山を中心に紺青の山が配さ

れている。全体的に、他の慶長図に近い印象を受ける。

③ 村形は、俵形で大きく、中に在所名とその高が石斗升合まで記され、郡別の色分けがなされている。

④ 郡枠が絵図上の各郡毎に記され、その中に郡名・郡高・村数が記載されている。枠は全郡とも赤線で、内部は白地である。但、北袋は、例外として、郡ではないにもかかわらず、赤枠の郡枠で記され、中には「北袋 新田共 高式千式百三拾六石八斗五升」とある。検討を要する点である。

⑤ 町は方郭で描かれ、例えば、北庄町の川向いの石場町の場合、その中に、

石場町 地子  
高五百七拾壱石四斗九升九合  
高七百六拾石七斗

と記されている。中が白地である点は郡枠と同じだが、枠線は、黒線で、郡枠と区別されている。但、東郷町だけは、例外的に俵形となつており、本絵図の完成度と関連するであろう。

以上が、同図の主な特徴であるが、更にその性格を考える上で注意されることは、次の貼紙である。すなわち、北庄町や道筋・国界の各所に、「北庄ヨリ加賀堺迄八里」「北庄ヨリ近江堺迄拾三里」「北庄ヨリ大野迄九里」等と貼紙されている。この貼紙は、書体・内容共に、慶長十年当時のものと推測されるものである。すると、町枠・郡枠の不統一と右の貼紙の存在を考え合せると、本絵図は、完成度の高い下絵図か窺絵図である可能性が高いであろう。そしておそらく、控図とされたのではあるまい。

〔筑前国絵図〕

同図は、『福岡県史資料』第二卷附載巻末縮写絵図であり、同巻の地

図解説によれば、原図の裏書に「筑前御国古図、慶長中献上控」とあるという。勿論、裏書は、慶長当時のものではないが、献上控図とされている点は重要であろう。残念ながら原図は残っていないらしいので、検討は、右の縮写絵図によるしかない。その縮写図は、七〇×七二厘の大引きであるが、原図の特徴を十分に伝えているように思われる。

さて、同図を、これまで検討してきた慶長図の諸特徴と比較検討した場合、まぎれもない慶長筑前国絵図であると思われるので、以下、その特徴を列举しておくことにしたい。

① 虞紙に高頭目録があつて、

筑前国拾五郡絵図目録

○ 御牧郡 高三万九千三百五十石四斗七升五合四夕内  
田方三万九百石五斗五升壹合五夕

畠方七千四百四十九石九斗二升壹合九夕

村数七十六村

○ 宗像郡 高四万八千六百八十八石九斗壹升二合一夕内  
田方三万六千八百十四石四斗壹升四合

畠方七千四百七十四石四斗九升八合一夕 村数五十九村  
右物成壹万四百五十五石六斗壹升三合

略○中

高壹万六千五百石四斗六升八合内

○ 怡士郡 田方壹万四千武百二十七石八合  
畠方千八百七十八石四斗六升

右物成五千九百九石九斗四升五合

惣并高五拾万武千四百拾六石三升壹合三夕内

田方四拾壹万千七百九十九石九斗四升二合二夕

村数七百拾八村

畠方九万六百九十六石八升九合壹夕

右物成拾六万五千七百九十七石壹斗三升五合八夕

怡士郡 畠方千八百七十八石四斗六升

は、慶長國絵図特有のものである。

② 右の目録の上部には、七寸二分の刻み目のある縮尺目盛が記載され、

「壱里ヲ七寸二分、壱町ヲ二分ノ定、但、壱里卅六町也」と記されている。かかる記載は、管見では小豆島絵図にしかみられなかつたのであるが、この例の出現によつて、慶長国絵図の一部には、右のような縮尺目盛がつけられたと認められよう。

③ 村形が円形で、しかも郡分けが村形の色分けだけではなく、様々な印を村形の中に記して区別しているのは、今のところ本図のみである。十五郡もある筑前国のような場合には、かかる郡分けがありえたのではないかと推測されるが、この点は他の類例が発見されるまで判断を留保せざるをえない。また、かかる村形であるため、在所名とその高は

村形の下に記されており、この点も、筑前国絵図だけである。

④ 村高は、石斗升合夕まで記されており、慶長図の基本的特徴を備えている。

⑤ 城と山下町の記載に特徴がある。福岡城は方郭内に城名が記され、その周囲に侍町がやはり方郭で記されている。それに対し、他に二種類の城記載がある。一つは、高鳥居城・黒崎城等で、その山下には、

いずれも山下町と記した方郭の記載がある。もう一つは、帆柱古城・花尾古城・山鹿古城等であつて、この場合には、勿論山下町はない。慶長段階の城の状況が、この三種類の記載で区別できる点は貴重であろう。

⑥ 一里山(塚)の記載がある。縮写図によれば、道の両側に台形の塚と木が描かれており、摂津国絵図の道の両側の朱点とは異なる。しかし、

摂津・筑前の二図における一里山の記載例によつて、慶長国絵図の一部に、一里山記載がなされたことが推測できよう。

⑦ 筑前・筑後・肥前・肥前の三国々境に松が描かれ、「筑前・筑後・肥前界ノ松」とあるのは、慶長肥前国絵図に「三国松」とあるのと一致するのである。

表Ⅱ 現存慶長国絵図の比較

	国絵図	a. 郡 枠								
		郡枠	記載事項							
1	周 防	有	郡名・郡高・田方・畠方・物成							
2	長 門	〃	〃 〃 〃 〃 〃							
3	越 前	〃	〃 〃 ・村数							
4	摺 津	無	〃							
5	小 豆 島	〃								
6	肥前(松浦)	有	郡名・郡高・田方・畠方・物成							
7	肥前(佐賀)	〃	〃 〃 〃 〃 〃 ・小物成・寺社領							
8	肥 後	〃	〃 〃 〃 〃 〃 ・小物成							
9	筑 前	〃	〃							
b. 鳴紙の高頭目録										
目録	目 錄 名	記載事項								
1	有 周防六郡高辻	一国惣高、防長二国高								
2	〃 長門八郡高辻	〃								
3	〃 越前国十二郡	郡名・国惣高・田方・畠方・村数								
4	〃 摺津国中高頭目録	{郡別色分・郡名・郡高・田畠数・里数、一国惣高・田方・畠方・里 組別色分・組名・組高・里数、島惣高・田畠数・縮尺目盛}								
5	〃 小豆島高頭目録	組別色分・組名・組高・里数、島惣高・田畠数・縮尺目盛								
6	無									
7	〃									
8	〃									
9	有 筑前国拾五郡絵図目録	{郡別色分・郡名・郡高・田方・畠方・物成・村数、一国惣高・田方 畠方・物成・村数}								
c. 村形			d. 境界線			e. 交通				
村 形	村別色分	村高記載	郡 墈	領 墈	国 墈	道	一里山	海上の記載		
1	俵 形	有	石斗升合	紫 色		紫 色	朱 筋	無	無	
2	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	
3	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	
4	〃	〃	無			〃	有	〃	〃	
5	円 形	〃	〃	〃		〃	無	有	無	
6	短冊型	〃	〃	白 色	紫 色	黑 色	〃	〃	無	
7	〃	〃	石斗升合夕才	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
8	俵 形	(有)	石斗升合	紫 色		紫・黃土色	〃	〃	〃	
9	円 形	有	〃	無		〃	有	〃	〃	
f. 描 写			g. その他の記載							
城 郭		山	縮 尺		隣国の記載					
1	城郭を鳥瞰図的に描写。		緑 青			「石見ノ内吉賀」「川限安芸ノ内」				
2	〃	〃	〃			「石見吉賀郡」				
3	〃	〃	〃			「美濃堺」「加賀堺」				
4	方郭に御城と記載。		〃			「丹波越」「丹波亀山越」				
5			〃	一里一尺		「讃岐国引田渡海上七里」				
6	方郭に「平戸城」等と記載		〃	5万分の1程度		「筑前国」				
7	〃	〃	〃	〃		「筑前境」				
8	城郭を鳥瞰図的に描写。		〃			「筑後堺」「大隅堺」				
9	方郭に「福岡城」と記載		〃	一里七寸二分		「肥前越道」「筑後越道」				

以上が、前稿以後に行なった慶長国絵図の調査の概要である。そこで得られた慶長国絵図の基本的特徴を、今後も予想・期待される慶長図発見のための目安として、表Ⅱと次の諸点にまとめておく。これが本章の結論である。

第一。正保・元禄の国絵図が一里六寸の縮尺であるのに対し、慶長国絵図は一里一尺・一里七寸二分の例があるよう、縮尺が統一されていない。しかし、現存図の多くは、正保・元禄図より小縮尺であり、従つて国絵図の大きさは一般的に正保図等より小さく、国にもよるが、二・五メートル四方が標準的な大きさであったと考えられる。

第二。郡名は、絵図上の各郡毎に短冊型の郡枠の中に記されている。郡枠線は、黒色か赤色線ないしはその二色の二重枠で、内部の色は白色である場合と、村形の色分けに対応している場合がある。郡枠は大半の慶長図に存在し、その特徴とみてよいだろう。

第三に、郡高等は、墨紙の高目録に記される場合と、絵図上の右の郡枠内に郡名と共に記される場合とがある。いずれの場合でも、基本的記載事項は、郡名・郡高・田方・島方・物成・村数であり、更には小物成・寺社領まで記された例もある。この点は、慶長図の最も顕著な特徴である。

第四に、郡界線は、紫色と白色の場合があり、紫色の例が多い。その点は、正保以後の国絵図が黒色の郡界線であるとの区別される特徴であるが、いわゆる寛永古図の場合も、郡界が白色や金泥があるので、注意を要する。また、国界は、多くの場合、山姿・山形を描くのみであるが、周防・長門・肥前・肥後の例では、紫色や黒色の線でしきられている。更に、領界線の存在も注意が必要である。

第五点。村形は、殆どの慶長図で俵形（小判形）であるが、肥前の例では短冊型であり、筑前図の例もある。村形内は郡別に色分けされてお

り、この点は、正保・元禄図と共通する江戸幕府国絵図の特徴である。第六に、在所名であるが、慶長図では、庄郷などの単位を残しておらず、特に村で統一された元禄図とは対照的である。

第七。在所高（村高）は、何石何斗何升何合（何夕何才）まで省略せずに記載している。この点も慶長図の顕著な特徴である。

第八点。摂津・筑前図の例のように、城の惣構が方郭で記される場合もあるが、慶長図の一般的な城記載は、城郭をそのまま鳥瞰図的に描写するものであろう。この点も、正保・元禄図とは異なる。

第九点。交通上の記載では、道は朱筋である。一里山（塚）記載は二例あるが、これは例外的であろう。また、海上の航路等の記載は、小豆島を除いては、全くないといつてよい。海上の様々な記載がなされるようになるのは、正保図からである。

第十に、慶長図の描法・彩色について、幕府は、「墨絵」ではなく、「色絵」にせよと指示しているが、樹木・岩などの描写は墨絵的な技法が使われているといえよう。また、山は緑青色の單彩を基調としており、海川の紺青と合わせて、絵図が全体として青みがかった色調となつていて、

これまでの検討で、既に与えられた紙数は残り少なくなってしまった。正保・元禄両国絵図についての本格的検討は、次稿にゆだねざるを得ない。<sup>(38)</sup>

従つて、本章では、現存両国絵図の特徴点の若干を指摘することのみに課題をしぼりたいと思う。

### （）正保国絵図の特徴

正保国絵図の調製基準と調製過程<sup>(40)</sup>および現存正保国絵図等十五図より

の諸特徴の抽出が、既に川村氏の註（3）第九論文でなされており、本稿もその成果に立脚していることは言うまでもないことである。

しかし、本稿の視点に限って言えば、川村氏が比較された十五の正保国絵図については、若干の異論がある。

すなわち第一に、氏は、比較された国絵図を控図等として一括されている。これは、作成過程のどの段階における特徴であるのか、あるいはまた、写図の場合、その原図をどの程度忠実・精確に写しているのかが、軽視されていることになる。例えば、(1)内閣文庫所蔵の正保図の写図は、どの程度正確ないし忠実な絵図であるか、図版の限りでは疑問である。(2)豊前国絵図は、『福岡県史資料』第二巻附載の縮写図であるが、村形の郡別色分けではない点で、正保図の最も基本的な基準を逸脱しており、この図を正保国絵図と見ることは出来ないと思われる。(3)金沢市立図書館所蔵の加能越の三国絵図は、後述の検討からしても、下絵図か、あるいは控図の写の可能性が高く、その判断が前提として必須である。(4)和泉・美作図については、少なくともその伝来について、確かめる必要がある。

第二に、氏のつぶられた表では、正保図の特徴が十分には把握しがたいのではないかという点である。

もつとも、特に後者は、本稿の課題であり、以下、二点にしぼって、正保国絵図の検討を行ないたいと思う。すなわち、第一は、現存正保国絵図は、いかなる性格をもっているかという点であって、管見の正保図についての作業結果は、別稿にゆだねることとして、ここでは加越能国絵図と出羽国絵図のみにしぼって、検討を加えたい。第二は、現存正保国絵図から得られた、正保図の特徴の記述である。

まず第一の課題である。金沢市立図書館所蔵の正保加賀・能登・越中の三国絵図は、筆者も調査した。その時の所見では、三国共に、描写・

彩色、記載の仕方、仕立て具合等から見て、下絵図ないし写図であろうという結論であった。

ところで、同館には、延宝五年段階で、加賀藩には、どのような国絵図・城絵図類が、何処に、どの様に所蔵されているかを示す、「古より公儀江被上候御城絵図御國絵図改之帳」以下の四帳がある。それらによると、加越能三カ国の正保国絵図の控図が、江戸表の御納戸土蔵と、金沢城の薪丸御土蔵に、それぞれ三枚ずつ置かれており、更に、金沢算用場の土蔵にも、その控図の写が、やはり三枚置いてあったという。算用場の国絵図が、藩領支配に何らかのかたちで機能していたに違いない。右の様な加賀藩の正保図の控図の保持の仕方は、江戸幕府国絵図の各藩でのそれのひとつ典型として、今後の検討を迫るものである。更に注目すべきは、金沢算用場には、正保控図写のほかに、

①一御国絵図

三枚

此絵図ニ付札ニ而、御泊・御昼夜休与申事在之也、但、先年御国廻上使衆江御上被成候絵図之扣与相見へ申候下略

②一御国絵図

三枚

右絵図箱之上書付  
寛永十九年

三箇国之絵図三枚 極彩色、略

③一御国絵図

一枚

右絵図箱之上書付  
大千代様御土蔵ニ有之

御国之絵図三枚是ハ下絵図か、如此記在之、

④一  
加賀国  
能登国  
越中国  
三ヶ国絵図六枚但、  
式枚充在之、

略○正保四年御国絵図公儀江被上候下絵図与相見へ申候、

⑤ 加賀国  
一能登国三ヶ国絵図六枚 但、壱ヶ国ニ  
越中国

此絵図ハ、寛文四年高辻帳被上候ニ付、其節若御国絵図上リ可申か  
と、於御国調候得共、公儀江上リ不申候、○下略

⑥ 加賀国  
一能登国三ヶ国一紙ニ調候絵図 壱枚

御前為御用調申候、○下略

⑦ 加賀国  
一能登国三ヶ国小絵図 三枚

此絵図、寛文七年、從御前御好ニ而調上申絵図之扣ニ而御座候、

の七種類の国絵図があつたことである。①は、寛永十年の国廻上使に提出  
した国絵図の控図。②は、寛永十九年の絵図で、延宝五年当時には、  
公儀に提出されたか否か不明となつて、(43) 絵  
図箱に記されているもの。④は、正保図の下絵図で、各國とも二枚ずつ  
残されている。⑤は、寛文四年の高辻帳提出に際して、国絵図提出も命  
じられると判断して作成された絵図であつて、高辻帳と国絵図の一体性  
を示して、興味深いものである。⑥⑦は、藩主用につくられた国絵図で  
ある。

以上の様に、延宝五年当時の同藩には、右のような各種の国絵図があ  
つた。更に、同年から翌年にかけて、寛文四年の高辻帳にもとづいた、  
新しい国絵図が仕立てられているのである。(44)

従つて、右の正保国絵図も、かかる多種類の国絵図のうちのどれであ  
るのか、まず判断する必要があるのである。そして、可能性としては、  
③④ないし金沢算用場の控図写が考えられるだろう。私見では、前述の  
所見から、④ないし金沢算用場に置かれた控図の写のいづれかであると

推測している。

次に検討するのは、最も調査が進んでおり、かつ、各藩の正保国絵図  
が良く残っている正保出羽国絵図の場合である。

正保出羽国絵図は、一国一図で仕立てられ、正保越後国絵図と並んで  
最大の国絵図である。現存する出羽一国絵図は、二点あり、一点は、秋  
田県立図書館所蔵の「出羽一国御絵図」(以下、A図とする)であり、もう  
一点は、致道博物館所蔵酒井家文書中の「出羽一国大絵図」である。(46)

共に裏書など、その性格を明らかにする記載はない。けれども、後者は  
全体に淡彩であり、その筆致等を考えあわせると、元禄国絵図の作  
成時に、幕府献上図を借覧してつくられた写図と考えて差支えない絵図  
である。

問題はA図である。正保出羽国絵図の絵図元であつた秋田藩に伝來し  
たものであり、その描写・彩色そして記載共に、入念な仕上げであると  
見受けられる。従つて、同絵図は、正保国絵図の作成過程においてつく  
られた、完成度の高い下絵図・窺絵図か、更には控図であるか、それと  
も、幕府へ献上した正保図の元禄段階における入念・精細な写図である  
かということになる。

そこで考え方される検討(証明)方法は、次のようない比較である。すな  
わち、米沢市立図書館所蔵上杉家文書中には、「出羽一国大絵図」(B図  
とする)があつて、その裏書に、

元禄十年日二月、於御評定所、諸家江国御絵図仕立差上可申由被仰  
付、依之、同五月十九日ヨリ、御勘定所ニ而古御絵図相渡リ申ニ付  
出羽一国之御組合佐竹右京大夫様・御当方様・酒井左衛門尉様・松  
平下総守様・戸沢能登守様絵図役人請取申節、戸沢様役人舟生源右  
衛門写取申由ニ付、御窺之上、元禄十三年辰十一月中、新庄迄被  
遣、源右衛門方ヨリ借用、元禄十四年己正月中、相調申絵図并郷村帳

三冊、○下  
略

とあり、正保獻上図の写図であることが明らかである。従つて、A・B両図を比較して、その異同を調べれば、A図の素性が判定できるであろう。

すなわち、右の検討の結果、いくつかの相違点を見出したのである。

そのうちの四点を示すと、①蠶紙の高頭目録における、領主とその所領高の記載順序が若干異なる、②B図では「田川郡」としている部分を、A図では「田川之郡」としている、③A図には、遊佐郡の高の数字に書き損じがみられる、④B図の郡堺線は、墨線(黒色)であるが、A図では黄土色である。

以上の四点だけでも、A図は正保獻上図の写図ではないことを示している。更に言えば、③は、墨色線とするのが幕府の指示であり、A図の黄土色の郡堺は、窺図ないし完成度の高い下絵図であることを意味しよ。①～③も、そのように見れば理解できる点である。それでは、A図は、控図とされたであろうか。この点は、決定的な論拠が得られないが、同絵図の保存・伝来のされ方、および前述した精細かつ入念な仕立てから見て、控図として扱われたと考えてよいだろう。すなわち、元禄国絵図における控図の仕立て方と異なり、正保國絵図の場合には、窺図ないし完成度の高い下絵図が、そのまま控図とされた場合が多かつたと考えられるので、A図も、その一例とみなせると考えられる。

以上のように、国絵図研究の現状では、現存正保國絵図の一点毎に、右のような作成過程に則した分類と、写図についての作成・使用目的とその時点に応じた具体的な把握を、更に積み重ねていかねばならないのであって、その作業は、別稿を期さねばならない。

第二の課題は、正保國絵図の見分け方のポイントを列挙することである。本来ならば、各正保國絵図の個別の検討に立脚して記述さるべきで

あるが、ここでは結論的に列挙する以外にはない。

第一点。正保図は、一里六寸(絵図上で一里山間が約二八糸)の縮尺に統一される。この点は、元禄図も同じである。但、正保図では、必ずしも厳密には守られなかつた場合がある。また、山間部では、かなり小縮尺になる場合も多い。

第二に、郡堺が墨筋(黒線)とされたことである。慶長図などのそれ以前の国絵図と、正保以後の国絵図とを区別する最も顕著な特徴である。

第三に、慶長図と異なり、絵図上の各郡毎の郡名・郡高等の記載に郡枠が用いられなくなる(但、下絵図を除く)。そして、慶長図と較べて記載が簡略化し、次の二タイプとなる。すなわち、郡名・郡高・村数を記載する場合と、郡名・郡高のみを記載する場合である。元禄図では、村数は絵図上の各郡毎ではなく、蠶紙の高目録に記載するので、前者の場合は、正保図の特徴とみなすことができる。

第四に、村形内の村名は、何村にほぼ統一されてきているが、まだ郷・浦などが残り、行政・支配の単位に不統一がみられる。

第五に、正保図では、「何石余」ないし「何石」と、斗以下の記載が省略された。これは村高記載が、村形内におさまるようにするためである。元禄図にも継承された特徴である。

第六に、慶長・元禄両国絵図と異なる正保図の最も際立つた特徴は、一国内に複数の領主とその所領がある場合の記載の仕方である。その場合には、二つの記載方式があり、ひとつは、村形内に、例えば、

大塚村  
高七百九十五石

ろ

と、いろはの符号を書き込み、蠶紙の高目録に、それと対応して、  
高拾八万石

い 上杉喜平次

第九に、山については、「鷹巣山」・「はへ山」・「芝山」・「木山」など  
の山の種類が記載されており、これも正保図の特徴である。  
法であって、村形の枠を、村形内の郡別色分の色とは別の色の枠線で囲  
み、図紙の高目録に、例えば、  
 高式万五千石 き 土岐山城守  
高拾五万石 ろ 松平大和守下略  
同黑色 同香色

● 高拾五万九千八百九拾壱石四斗壱升五合 細川肥後守領分  
(同香色) 同黑色  
● 高式万武千百六拾五石 相良壹岐守領分下略

という具合に記載するのである。前者は、領主の数が多い場合、後者は  
少ない場合に多い。かかる領主とその所領の区別は、正保図だけに見ら  
れる特徴である。

第七点。図紙の高目録の様式は元禄図のようには統一されなかつた。

すなわち、高目録の表題は、「周防六郡」「肥前一国絵図」「備前国九  
郡」「出羽一国御絵図」とまちまちである。しかし、記載内容は、一国  
惣高、郡別色分け・郡高・郡名(村数)、所領高・いろは付け(二重輪)・  
領主名が基本的な記載事項であつて、慶長・元禄図と異なる正保図の特  
徴を示している。また、現存正保図には、提出年月および提出者名の記  
載がない場合が多い。

第八に、交通の記載について。道は、朱線で、本道は太く、脇道は細  
い。慶長図と異なり、正保・元禄両絵図共に、道の両側に朱点の一里山  
が記載されている。また、山中の季節的な牛馬の通行可否や河川の舟渡  
・歩渡の別の記載など、詳細な小書きがなされている。次に、海上交通  
については、十三カ条の「絵図書付候海辺之覧」の指示が出された関係  
で詳細な記載がある。慶長図と異なり、朱線で航路が記されるようにな  
り、その道法も記載された。また、風向やはへ(暗礁)の所在・海底の  
深浅・潮の干満等港湾や航行の諸条件が詳記されている。

第九に、山については、「鷹巣山」・「はへ山」・「芝山」・「木山」など  
の山の種類が記載されており、これも正保図の特徴である。  
第十に、全体の色調が緑青色で、早春のような趣があるのである。この点は、  
元禄図の華麗な、盛秋を思わせるような色彩感とは、一目瞭然の違いが  
あるといえよう。

#### (二)元禄国絵図の特徴

元禄図についても、川村氏が、特に註(3)第七論文において、その調  
製過程・基準およびその基本的性格についてまとめられている。今後の  
元禄図研究が、氏の成果を踏まえて進めらるべきである点は、正保図の  
場合と同様である。ここでは、紙数の制約のため、慶長元禄図と比較し  
ての、元禄図の特徴のみを、簡単にまとめておくことにしたい。

元禄国絵図は、その縮尺・郡堺・道と一里山・村高記載等、正保図と  
同じ作成基準を多くもつているが、現存元禄図には、裏書や貼紙に、控  
図・窓図・下絵図など、その絵図の性格を明記してある場合も多く、そ  
の分類・把握は比較的容易である。

さて、元禄図の第一の特徴は、図紙の高目録である。その表題も「何  
國高都合并郡色分目録」・「何國何領高都合并郡色分目録」に統一され、  
提出年月と作成提出者名が明記されているので、一見して元禄図である  
ことが明らかになる。その記載内容も、郡別色分け・郡名・郡高・村  
数、一国惣高・村数のみである。但、一で指摘した国目付用の国絵図な  
ども、元禄図の高目録にならつてあるものが多いが、元禄図より小型で  
あつたり、年月が異なつてゐる等、見分けることは容易である。

第二に、国郡村図ともいうべき特徴である。実際とは関係なく、何浦  
であつても、全て何村と村記載されており、全国の国郡の下の支配・行  
政単位は、村で統一されたのである。

第三に、郡数・郡名が、正保図と異なる場合が極めて多い点である。

表III 慶長・正保・元禄国絵図の比較

	国絵図名	a. 村形の記載					b. 絵図上の郡記載	
		村形	郡別色分	領主の区別	在所名(村名)	村高記載	郡枠	記載事項
A	慶長 国絵図	俵形・短冊型・小円	有	無	村・郷・庄・浦などあり。不統一。	石斗升合(夕才)まで記載。村形の外に記す場合多し。	有	郡名・郡高・田方・畠方・物成・村数。
B	正保 国絵図	俵形	有	いろは付けないしは二重輪あり。	村・郷・浦など、不統一残る。	石余ないし石でとめ、斗以下は省略。村形内に書き入れたため	一部の下絵図に残存。	郡名・郡高・村数
C	元禄 国絵図	俵形	有	無	村に統一。	石余正保図と同じ。	無	郡名・郡高。

	c. 翻紙の高頭目録			d. 境界線			e. 交通		
	目録	目録名	記載事項	郡堺	国堺	領堺	道筋	一里山	小書き
A	有と無があり	不統一。	郡別色分・郡名・郡高・田方・畠方・物成・村数、一国惣高・田方・畠方・物成・村数・小物成・寺社領など。	紫色ないしは白色の線。	紫・黃土色線。	有紫色	朱線	無・摂津・筑前図には有	無
B	有	不統一。	郡別色分・郡名・郡高・(村数)・一国惣高、所領高いいろは付けないしは二重輪・領主名・所領惣高。	黒色線	無	無	朱線 本道と脇道の区別あり。	有	歩渡・舟渡の区別、川幅、難所等の記載が詳細。
C	有	統一。 「何国高都合併郡色分目録」	郡別色分・郡名・郡高・村数、一国惣高・村数。	黒色線	無	無	朱線 正保図に同じ。	有	正保図の記載の簡略化。

	f. 海上の記載		g. 描写		h. その他		
	航路と道法	小書き	城郭	描法・色調	山の記載	縮尺	他国の記載
A	無	無	城を鳥瞰図的に描く場合と、方郭に城名を記す場合とがある。	緑青色。墨絵的な描法を残す。	名山中心に山名記載。	不統一。一里一尺、一里七寸二分など。	「筑前堺」・「丹波越」・「石見ノ内吉賀」など、不統一。
B	有 朱線	風向・水深等船掛けの良し悪しやはへ(暗礁)の記載など詳細。	惣構の方郭のみ。中に城名を記載。	緑青色。早春の趣あり。	はへ山・芝山・鷹巣山などの、山の種類を記す。	一里六寸に統一。絵図上の一里山間の長さは、約18cm。	「備後國」・「石見國」など、統一。国別の色分けあり。
C	有 朱線	正保図の記載の簡略化。	正保図に同じ。	華麗、盛秋の趣あり。	正保図の記載の簡略化。	一里六寸。正保図に同じ。	正保図に同じ。

これは、言うまでもなく、寛文印知以前と以後の相違点であつて、国絵図の作成時期を考える上で検討ポイントである。

第四に、慶長・正保図と異なり、領主とその所領高の記載が削除され、日本全国が、国境と郡境だけで境界づけられた国絵図であるといふ点である。従つて、村形内も、村名と村高の記載のみである。

第五の元禄図の特徴は、描写・彩色・記載内容における画一性である。すなわち、前述した様に、元禄図とその控図は、その大半が幕府絵師狩野良信とその門弟達によつて仕立てられており、彩色・描写の技法が同じであるので、どの元禄図を見ても同じ印象を受ける。その点は、自藩の絵師に仕立てさせた大藩、例えは鹿児島藩の作成した元禄図も同様である。但、そのような画一性のために、山形や社寺の描写等が、正保図に較べて、かなり現実離れしたものになつてゐる場合が多い点は、留意しなければならないであろう。

## むすび

紙数の制約もあつて、不十分な検討に終つたが、ここで、慶長・正保・元禄図の特徴を対比的にまとめて結びとする。表Ⅲがそれである。

尚、この表は、あくまでも、チェックポイントのための大雑把な比較表であつて、①それぞれの下絵図は、その前の国絵図の諸特徴を合わせもつてゐること、②加賀藩の場合のように、江戸幕府国絵図以外の国絵図がつくられており、それらとの区別が必要であること、③写図の場合、かかる比較とは別に、その作成目的・時期に則した検討が不可欠であること、の三点に留意されたい。

### 註

(1) 科学研究費(一般研究A)「現存古地図の歴史地理学的研究」の採訪調査と絵図及び関連史料の撮影については、所報一四号(四五〇六八頁)およ

び本所報(七〇〇九五頁)の報告を参照されたい。

(2) 「江戸幕府国絵図・郷帳管見(一)慶長国絵図・郷帳について」(『歴史地理』九三卷二号)

(3) 川村博忠氏の論稿は、主要なものだけでも以下の如くである。①「正保肥前国絵図の作成経緯について」(『佐世保高専研究報告』一〇号、一九七三年)、②「元禄伊賀国絵図の調製について」(『史学研究』一二一・一二二合併号、一九七四年)、③「元禄国絵図の調製と国境整備」(『歴史地理学紀要』一七号、一九七五年)、④「元禄年間の国絵図改訂と下絵図点検」(『地理科学』一五号、一九七六年)、⑤「元禄年間の伊賀国絵図改訂に関する国境論地の処理について」(『佐世保高専研究報告』二三号、一九七六年)、⑥「地元に残る肥前国絵図作成の関係資料」(『佐世保高専研究報告』一四号、一九七七年)、⑦「元禄年間の国絵図改訂と新国絵図の性格について」(『人文地理』二九卷六号、一九七七年)、⑧「新国絵図清書の報告書」(『歴史地理学会会報』九七号、一九七八年)、⑨「正保国絵図の調進と絵図様式の統一化について」(『歴史地理学紀要』二二号、一九七九年)、⑩「明暦大火被災による正保国絵図の再提出について」(『歴史地理学会会報』一〇三号、一九七九年)。尚、最近では、日本図の研究にも歩を進められている様であり、⑪「享保日本図の編成について」(『史学研究』一四五号、一九七九年)がある。

(4) 目録作成に向けての基礎作業を、目下進めているところである。

(5) 註(3)の川村論文は、正保・元禄図についての作成過程の検討をされてゐる。また、本所報の藤田覺「天保国絵図の作成過程について」は、天保国絵図の利用にあたつて必読の論文となる。

(6) 国日付や巡見使と国絵図の関係について等分析すべき点は多い。

(7) 周防国をフィールドとして作業を行なつてみたいと考えている。

(8) 所報一四号、四五頁参照。

(9) 川村氏註(3)第一および第七論文参照。

(10) 致道博物館所蔵出羽一国之絵図、本所報の「致道博物館所蔵出羽一国絵

(11) 所報一四号、四七頁参照。

- (12) 川村註(3)第一〇論文参照。氏の論証の限りでは、一部の正保図の再提出があつたと見られるが、問題は、明暦の大火で焼失したのは一部なのか、それとも全部なのか、である。しかも、二部の提出図が両方焼失したと言えるか否かも明らかではなく、今後の検討課題といえよう。
- (13) 所報一四号、五一頁参照。
- (14) 本所報の「福井県立図書館・金沢市立図書館所蔵国絵図調査」(七三頁)参照。
- (15) 前註に同じ。
- (16) 但、下絵図も幕府役人に見せて、その差図を受けるのであって、窺絵図と完成度の高い下絵図との区別は困難であろう。
- (17) 後述の慶長周防長門両国絵図、慶長越前国絵図(M71ロー)、正保美濃国絵図等の例は、それにあるだろう。
- (18) 川村氏註(3)第二論文、一一一頁参照。
- (19) 「国絵図」(『内閣文庫未刊史料細目』上巻、六四頁)参照。
- (20) 所報一四号、四五頁参照。
- (21) この正保献上図の借覧については、各藩の国絵図記録に見えることである。
- (22) 高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」(『歴史学研究』四三一号)および同「幕藩初期の身分と国役」(一九七六年度歴史学研究別冊)等を参考のこと。
- (23) 「御国絵図相仕立候等観帳」(29 A 21)
- (24) 好書故事卷三十七(『近藤正齋全集』三巻一三六頁)
- (25) 所報一四号、四五頁参照。
- (26) 上田市立図書館所蔵、信州上田松平家文書中の「元禄信濃国絵図」は、掛軸に仕立てられていて小型の元禄図である。
- (27) 岡山県立博物館所蔵「備中国絵図屏風」(六曲一双)がある。
- (28) 註(2)論文
- (29) 本所報の「宇都市立図書館付設郷土資料館の国絵図調査」(九〇頁)参照。
- (30) 照。
- (31) 長方形ないし短冊型の郡の枠を、郡枠(郡形とも)と称することにした。
- (32) 所報一四号、五二頁参照。
- (33) 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(新『岩波講座日本歴史』近世2)参照。
- (34) 部分御日記公用部三(『熊本県史料近世編』第一巻)
- (35) 所報一四号、五〇・五一頁参照。
- (36) 註(3)第六論文、一三八~一四一頁参照。
- (37) 同館松平文庫中の国絵図については、本所報の「福井県立図書館・金沢市立図書館所蔵国絵図調査」(七三頁)を参照のこと。
- (38) 両国絵図については、その作成過程における幕藩間の折衝、国境を接する他国(他藩)との諸交渉、そして絵図元を中心とした一国内の領主間の交渉という諸関係を、本格的に分析しなければならない。現在、調査・撮影しつつある各藩の国絵図関係史料の検討を急ぎたいと思う。
- (39) 川村氏の作られた正保図の国別担当者一覧のうち、まだ空欄となっているところを埋めると、伊勢は、紀伊大納言頼宣(和歌山)、出羽は、佐竹修理大夫義隆(秋田)、越後は、松平越後守光長(高田)である。
- (40) 遺憾ながら、紙数の制限から、氏の論旨を要約しておく余裕はない。註(3)の諸論文を直接参照されたい。
- (41) 同書解説によれば、原図には「正保年上納絵図之写、豊前国絵図」とあるのであるが、これは写図の記載であり、そのまま信ずることは出来ない。
- (42) この四帳は、同一の木箱におさめられている。架番号は、一六一~一・一四〇である。
- (43) 中止されたが、寛永十九年の国廻上使用につくられた国絵図ではあるまいか。
- (44) 「加越能絵図調様品々帳」(一六・八・八)等による。同図は、村高を「何石何斗余」としているので、判別が容易であり、同館に現存している。
- (45) 所報一四号、四六頁参照。
- (46) 本所報の「致道博物館所蔵出羽一国絵図の調査」(七〇頁)参照。
- (47) 『市立米沢図書館蔵上杉文書目録』二三三リール、一七七八。出羽国の南半分を写している。